

利用料金等の考え方（平成 27 年 6 月 10 日修正）

1. 料金別の考え方

種 類	収入の帰属	納入者	料金等の決定方法	
			提案者	考え方
施設利用料金（専用・個人）	事業者	利用者	事業者	下記のとおり
設備利用料金	事業者	利用者	事業者	下記のとおり
駐車場利用料金	事業者	利用者	市	下記のとおり
スポーツ教室受講料（要求事業）	事業者	利用者	事業者	下記のとおり
スポーツ用品の販売・貸出料金	事業者	利用者	事業者	業務要求水準書の 44 ページから 48 ページを参照
自由提案事業にかかる料金	事業者	利用者	事業者	
自動販売機の運営による収入	事業者	利用者	事業者	
広告宣伝スペースの利用料金	事業者	スポンサー等	事業者	
ネーミングライツの対価	事業者	スポンサー等	事業者	
自由提案事業及び自動販売機の設置に係る行政財産の貸付料等	市	事業者	事業者	

2. 施設利用料金（専用・個人）

市が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、市の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおりを予定している。

なお、これらの上限額については、消費税率 10%を前提としたものであり、現行の 8% から 10%に変更になった時点での引き上げは行わない予定である。（以下同じ。）

（１）個人利用

施 設 名	上限額（税込）
	2 時間あたり
メインアリーナ サブアリーナ 武道場 多目的室	各380円
トレーニング室	500円
弓道場	250円
屋外活動諸室	250円

※ キッズルームの利用は無料とすること。

※ 体力測定の利用料金については上限額を設けないので、整備する備品や実施する測定内容を踏まえて、利用者が利用しやすい料金を提案すること。

※ 上記の施設利用者は、追加料金なしでランニングコースを利用できるようにすること。

※ ランニングコースのみの利用料金を設定する場合の上限額は 380 円とすること。

※ 学生、高齢者等の料金設定は次のとおりとすること。

区 分	料金設定
未就学児童	無料
小中学生	一般料金の35%相当
高校生等	一般料金の50%相当
市内に居住する65歳以上70歳未満の者	一般料金の50%相当
市内に居住する70歳以上の者	無料
市内に居住する心身障がい者	無料

(2) 専用利用

○スポーツ・レクリエーションで利用する場合

施設名	単位	区分	上限額（税込）	
			1時間あたり	1日あたり
メインアリーナ	全面	平日	8,500円	88,400円
		土日祝	10,600円	110,500円
サブアリーナ	全面	平日	4,800円	49,400円
		土日祝	5,900円	61,800円
武道場	全面	平日	4,800円	49,400円
		土日祝	5,900円	61,800円
多目的室①	1区画 (200㎡)	平日	1,800円	18,200円
		土日祝	2,200円	22,800円
多目的室②	全面	平日	1,800円	18,200円
		土日祝	2,200円	22,800円
弓道場	全面	平日	1,900円	19,500円
		土日祝	2,300円	24,400円
研修・会議室	1区画 (50㎡)	-	500円	-
選手控室	1室			
役員室	1室			
審判員室	1室			
武道場控室	1室			
弓道場控室	1室			
臨時の物販施設及び その他体育館敷地内 で物販を行う場合	1㎡			

※ 「1時間あたりの上限額」の範囲内で、時間帯別の利用料金を設定すること。

ただし、1日の合計額が、「1日あたりの上限額」を超えないようにすること。

※ 入場料を徴収する場合又はスポーツ・レクリエーション以外に利用する場合の利用料金の設定は、次のとおりとすること。（選手控室、役員室、審判員室、武道場控室、弓道場控室は除く。）

入場料を徴収する場合	上記金額の 6 倍以内
スポーツ・レクリエーション以外に利用する場合 （入場料徴収なし）	上記金額の 6 倍以内 （研修・会議室は 3 倍以内）
スポーツ・レクリエーション以外に利用する場合 （入場料徴収あり）	上記金額の 11 倍以内 （研修・会議室は 6 倍以内）

※ 各施設を部分的に利用する場合の利用料金は、全面を利用する場合の利用料金の金額を面積按分した金額とすること。

※ 上記の「1 日あたりの上限額」は、利用時間を午前 9：00 から午後 10：00 までとする場合であり、提案により利用時間を延長する場合は、延長する時間 1 時間につき、「1 日あたりの上限額」を 13 時間で除した額を上表の上限額に加算した額を上限額とすること。

3 設備利用料金

市が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、市の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおりを予定している。

設備名	単位	上限額（1時間あたり） （税込）
照明設備（全灯）	全面	2,000円
音響設備（メインアリーナ）	一式	1,000円
音響設備（サブアリーナ）	一式	500円
音響設備（武道場）	一式	500円
可動観客席	1席	7円
照明・美術バトン	1本	200円
大型得点盤①, ②	1台	1,000円
バドミントンマット	1コート	1,000円
フロアシート	1枚	50円
折りたたみテーブル	1台	20円
折りたたみ椅子	1脚	10円
ステージ	一式	500円
その他設備・備品	-	500円

※ 上記に記載しているもの以外のスポーツ器具については、利用料金を徴収しないこと。

※ その他設備・備品については、用途や機能に応じた利用者が利用しやすい料金とすること。

※ 照明設備の利用料金は、メインアリーナ及びサブアリーナの全灯（1500Lx 以上）を利用する場合に限る。それ以外の照明利用料金は徴収しないこと。

※ 空調設備の利用料金は徴収しないこと。

※ 設備利用料金の設定は、時間単位ではなく、施設の利用時間枠の 1 回あたりの料金として設定すること。

4 駐車場利用料金

駐車場料金については、次のとおりとする。

区 分	単位	料金（税込）
普通自動車	1台	1時間あたり 100円
バス	1台	1日あたり 1,000円

※ 体育館の施設利用者が、普通自動車（道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。）を5時間以上駐車する場合の利用料金は、1日あたり500円とする。

※ 30分以内に出库した場合は、利用料金を無料とする。

5 スポーツ教室等の受講料の考え方

スポーツ教室や講座等（自由提案事業を除く。）の受講料は、次のとおり設定すること。

受講料＝必要経費（講師謝礼、印刷消耗品費、保険料等）

※受講料と併せて、個人利用料金を徴収すること。

6 利用料金の減免・減額の考え方

(1) 専用利用料金及び設備利用料金

区 分	減免率等
福岡市が主催市，又は経費の一部を負担して共催するとき	全額減免
福岡市が経費の一部を負担して後援するとき	30%相当を減免
（公財）福岡市スポーツ協会が主催し，又は経費の一部を負担して共催するとき	全額減免
（公財）福岡市スポーツ協会が経費の一部を負担して後援するとき	30%相当を減免
（公財）日本オリンピック委員会等が，本市とのパートナー都市協定書に基づき利用するとき	50%相当を減免
国又は県が主催する行事に利用する場合で，市長が特に必要があると認めるとき	50%相当を減免
市内に居住する心身障がい者を主体とする団体が利用するとき	全額減免
高校生以下の者を主体とする団体が利用するとき	50%相当を減免
市長が特に必要と認めるとき	20%相当を減免
市内に居住する65歳以上70歳未満の者を主体とする団体が利用するとき	50%相当を減額
市内に居住する70歳以上の者を主体とする団体が利用するとき	全額減額

(2) 駐車場利用料金

減免・減額は行わない。